

(その1)

収支報告書

会計	繰越	検算	転記	9	
④	④	③	①	9	9
					令和6年分 開催分

(ふりがな) しんしんかい

1 政治団体の名称 信心会

2 主たる事務所の所在地 東京都千代田区永田町2-2-1
衆議院第一議員会館916号

3 代表者の氏名 (姓) (名)
伊東 信久

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
伊東 信久

事務担当者の氏名 (姓) (名)
武田 昌也

(電話) 072-463-8777

(電話) 03-3508-7243

(電話)

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	☒ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

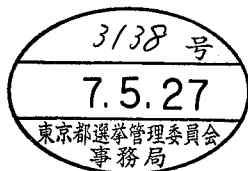
活動区域の区分	
☒ 2以上の都道府県の区域等	☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☒ 有	
☐ 無	
公職の種類 衆議院議員 (現職・候補者の別) (現職)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	(姓) (名) 伊東 信久

国会議員関係政治団体の区分	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	(姓) (名) 伊東 信久
公職の種類 衆議院議員 (現職・候補者の別) (現職)	
公職の候補者の氏名(2人目)	(姓) (名)
公職の種類 (現職・候補者の別)	
公職の候補者の氏名(3人目)	(姓) (名)
公職の種類 (現職・候補者の別)	

資金管理団体の指定の期間	
から	
まで	
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
から	
まで	
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	



(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	7,926,258
(前 年 か ら の 繰 越 額)	1,698,258
(本 年 の 収 入 額)	6,228,000
支 出 総 額	7,885,321
翌 年 へ の 繰 越 額	40,937

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	228,000	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	6,000,000	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	6,228,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	6,228,000	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
1	向井新	100,000	R6/10/28	大阪府泉南郡熊取町希望が丘4-4-8	会社役員	
2	石田茂	120,000	R6/11/28	大阪府貝塚市麻生中822-19	団体役員	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	220,000				
	そ の 他 の 寄 附	8,000				
	合 計	228,000				

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1	日本維新の会 国会議員団	1,000,000	R6/6/28	東京都千代田区永田町2-17-3-503	馬場伸幸	
2	日本維新の会 国会議員団	2,000,000	R6/9/25	東京都千代田区永田町2-17-3-503	馬場伸幸	
3	日本維新の会 国会議員団	3,000,000	R6/10/10	東京都千代田区永田町2-17-3-503	馬場伸幸	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	6,000,000				
	そ の 他 の 寄 附	0				
	合 計	6,000,000				

その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	58,201	0	
(4) 事 務 所 費	256,656	0	
小 計	314,857	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	625,460	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	345,004	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	6,796	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	338,208	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	6,600,000	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	7,570,464	0	
合 計	7,885,321		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	AirTag	10,960	R6/10/9	(株)ヨドバシカメラ	東京都新宿区新宿五丁目3番1号	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	10,960				
	そ の 他 の 支 出	47,241				
	合 計	58,201				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	政治資金監査報酬	220,000	R6/6/7	税理士 和泉剛	大阪府大阪市中央区西心斎橋2丁目3番 2号	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	220,000				
	そ の 他 の 支 出	36,656				
	合 計	256,656				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	渉外費	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	
1	会費	20,000	R6/1/5	ティグレフォーラム	東京都新宿区下宮比町2-26 KDX飯田橋ビル7F	
2	会費	20,000	R6/2/9	石井あきら政経セミナー実行委員会	茨城県取手市片町296	
3	会費	20,000	R6/2/17	医療政策研究会	大阪府大阪市淀川区西中島4-6-29 第3ユヤマビル3階B号室	
4	会費	15,000	R6/2/19	黒田まさき後援会	大阪府堺市東区日置荘田中町174-6 コート・コートⅡ201号	
5	会費	15,000	R6/2/19	ミノベ会	大阪府大阪市北区長柄西1-7-48	
6	会費	20,000	R6/2/24	獅司関取祝賀会	埼玉県さいたま市中央区八王子3-32-12	
7	会費	15,000	R6/3/11	奥下たけみつ後援会	大阪府吹田市内本町2-6-13 アイフステーションビルⅡ号館	
8	会費	15,000	R6/3/24	雷部屋	埼玉県さいたま市中央区八王子3-32-12	
9	会費	20,000	R6/5/15	石井苗子ときぼうの会	東京都文京区湯島1-10-5 湯島D&Aビル6階	
10	会費	20,000	R6/5/19	石井あきらを励ます会	茨城県取手市片町296	
11	会費	15,000	R6/10/27	岨博一氏藍綬褒章受章記念祝賀会事務局	大阪府泉佐野市市場東1-1-1	
12	会費	24,000	R6/12/8	日本維新の会大阪府第19選挙区支部総務会	大阪府泉佐野市若宮町7-13田端ビル4F	
13						
14						
15						
その他の支出		268,320				
合 計		487,320				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					旅費交通費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	航空券代	28,840	R6/12/20	㈱JTB国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館内地下4階	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	28,840				
	そ の 他 の 支 出	47,770				
	合 計	76,610				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	会合費	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	
1	食事代	19,350	R6/7/2	金沢まいもん寿司 国会議事堂店	東京都千代田区永田町1-7-1	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
こ の 頁 の 小 計		19,350				
そ の 他 の 支 出		42,180				
合 計		61,530				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
					広告宣伝費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 支 出	4,326				
	合 計	4,326				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
					製本印刷費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 支 出	2,470				
	合 計	2,470				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		5. 政治資金パーティー開催事業費	衆議院議員「いとう信久君を飛躍させる会」
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	
1	キャンセル料	338,208	R6/6/27	SNKホテルズ(株)	大阪府大阪市中央区難波5丁目1番66号	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	338,208				
	そ の 他 の 支 出	0				
	合 計	338,208				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		8. 寄附・交付金	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	寄附	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	
1	寄附	1,000,000	R6/6/28	日本維新の会衆議院大阪府第19選挙区支部	大阪府泉佐野市若宮町7-13-4F	
2	寄附	2,000,000	R6/9/25	日本維新の会衆議院大阪府第19選挙区支部	大阪府泉佐野市若宮町7-13-4F	
3	寄附	3,000,000	R6/10/10	日本維新の会衆議院大阪府第19選挙区支部	大阪府泉佐野市若宮町7-13-4F	
4	寄附	600,000	R6/12/25	日本維新の会衆議院大阪府第19選挙区支部	大阪府泉佐野市若宮町7-13-4F	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
こ の 頁 の 小 計		6,600,000				
そ の 他 の 支 出		0				
合 計		6,600,000				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年 5月 20日

政治団体の名称

信心会

会計責任者の氏名

伊東

信久



代表者の氏名

（代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和7年5月20日

信心会

代表 伊東 信久 殿

登録政治資金監査人

和泉剛



登録番号 第 5848 号

研修修了年月日 令和4年1月24日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、信心会の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断したため、大阪府泉佐野市若宮町7-13-4Fにおいて行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

信心会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以 上